

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第8号

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用水量の認定)</p> <p>第18条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、<u>次に掲げる水量により行う。</u></p> <p>(1) <u>前年同期間の使用水量</u></p> <p>(2) <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前の計量期間における使用水量</u></p> <p>(3) <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前12か月間における平均使用水量</u></p> <p>(4) <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、10日以上の使用日数に基づく日割計算水量</u></p> <p>2. <u>前項各号の規定により認定を行うことが適当でないと認められるときは、その都度最善な方法により行うものとする。</u></p> <p>3. <u>使用水量の認定において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(使用水量の認定)</p> <p>第18条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、<u>次の各号のいずれかによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>前3月間の使用水量その他の事情を考慮して認定する。</u></p> <p>(2) <u>前年度同期の使用水量を考慮して認定する。</u></p> <p><u>(給水装置の破損等による場合の消費水量)</u></p>
<p>第19条 削除</p>	<p>第19条 <u>給水装置の破損のため多量に出水したと認められる場合又はメーターの下流にある私設消火栓を消防のために使用</u></p>

した場合は、消費水量を査定する。ただし、条例第7条に規定する届出義務又は条例第23条第1項に規定する管理義務を怠っていたとき又は故意に毀損したときは、この限りでない。

2 配水管又は給水管の工事その他避けることのできない事故のため、給水栓から濁水を放出したときは、メーター指示量から差し引きしない。

(料金等の減免)

第29条 条例第44条の公益上その他特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 水道料金が不可抗力による漏水に起因するとき。

(2) その他企業長が公益上特別の理由があると認めるとき。

2 条例第44条の規定による減額又は免除を受けようとする者は、その理由等を記した申請書を企業長に提出しなければならない。

(料金等の減免)

第29条 条例第44条の規定による料金等の減額又は免除（以下「減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当するとき
にできるものとする。

(1) 条例第23条第1項に規定する善良な管理者の注意をもって給水装置が管理されていたにもかかわらず、不可抗力により漏水が発生したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

2 前項第1号の規定により減免を受けようとする者は、給水装置の修繕を行った後、企業長が別に定めるところにより申請しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項第1号に係る料金等の減免に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。